

「EARTH SHIP PARTNER ANAN」登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海洋環境の保全・美化活動及び環境啓発・教育活動並びに本市が推し進める「阿南SUPタウンプロジェクト」をはじめとする、関係人口の創出・拡大・深化に資する事業に対して積極的に関わる企業等を「EARTH SHIP PARTNER ANAN」として登録し、官民協働で持続可能な社会づくりを実現するとともに、地域や企業等のブランディング、地域経済の活性化につなげていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「企業等」とは、阿南市内に事業所があり事業活動を行う企業及び団体並びに個人をいう。

(登録要件)

第3条 「EARTH SHIP PARTNER ANAN」として登録（以下「登録」という。）できる要件は、SDGs診断サービスを受け、SDGs行動宣言を作成すること及び次に掲げる取組み（以下「協力実践活動」という。）のうち、2つ以上に参画することとする。

- (1) 市及び市と連携する移住支援団体等が主催する海岸・河川の清掃・美化活動
- (2) プラスチックごみ等の削減及びごみの海洋流出や不法投棄の防止に向けた啓発・実践活動
- (3) 環境に配慮した製品、商品、サービス等の開発・販売。
- (4) 「EARTH SHIP CREW ANAN」会員が来市した際の優遇措置等、特典サービスの提供
- (5) その他、「阿南SUPタウンプロジェクト」の推進を通じた関係人口の創出・拡大・深化につながる活動のサポ

ート

(申請)

第4条 登録を受けようとする企業等(以下「申請者」という。)は、EARTH SHIP PARTNER ANAN登録申請書(様式第1号)及び登録兼取組計画書(様式第2号)及びSDGs行動宣言を市長に提出するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条に基づく申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 市長は、前項による登録を行ったときは、申請者に、EARTH SHIP PARTNER ANAN登録証(様式第3号)を交付し、EARTH SHIP PARTNER ANANに関する協定を締結するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する企業等については登録しないこととし、当該申請者に通知するものとする。

(1) 第3条の登録要件を満たさないとき。

(2) 制度の主旨に照らして登録するのにふさわしくないとき。

(変更の届出)

第6条 前条の規定により登録を受けた企業等(以下「登録企業等」という。)は、申請の内容に変更があった場合は、速やかに登録事項変更届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取下げ)

第7条 登録企業等は、第3条の登録要件を満たすことができなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに市長にEARTH SHIP PARTNER ANAN取下届出書(様式第5号)を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第 8 条 市長は、登録企業等が第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は前条により登録辞退の届け出を受理したときは、当該登録を取り消し、その旨を当該登録企業等に EARTH SHIP PARTNER ANAN 登録抹消通知書（様式第 6 号）を通知するものとする。
（周知・広報）

第 9 条 市長は、登録企業等と実施する協力実践活動の内容を、阿南 SUP タウンプロジェクトのホームページ等に掲載し、広く周知を図ることができるものとする。

2 市長は、協力実践活動に係る各種情報を登録企業等に対して提供することができるものとする。

3 登録企業等は、市長が別に定める「EARTH SHIP PARTNER ANAN」のロゴマークを広告等に使用できるものとする。

（阿南市版ふるさと納税との関連）

第 10 条 登録企業等は、阿南市版ふるさと納税制度の運用に際し、返礼品調達事業者として登録することができることとし、返礼品率は寄付金額に対して 26 パーセント以内とする。

（所掌）

第 11 条 この要領に関する事務は、企画部ふるさと未来課において所掌する。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

（施行日）

1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に登録を受けている登録企業等に係る登録要件については、令和5年3月31日までの間は改定後の規定に関わらず、なお従前の例によるものとする。